

京 都 大 学 広 報 委 員 会 規 程 等 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">京都大学広報委員会規程 (平成13年達示第17号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 広報担当の理事 (以下「担当理事」という。)</p> <p>(2) 研究科の教授又は准教授 各1名</p> <p>(3) 研究所の教授又は准教授 各1名</p> <p>(4) センターの教授又は准教授 若干名</p> <p>(5) 総務部長</p> <p>(6) <u>秘書・広報室長</u></p> <p>(7) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>2 前項第2号から第4号まで及び第7号の委員は、総長が委嘱する。</p> <p>3 第1項第2号から第4号まで及び第7号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(中 略)</p> <p>第6条 委員会に関する庶務は、<u>秘書・広報室</u>において処理する。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) } (2) } (3) } (同 左) (4) } (5) } (6) <u>総務部広報課長</u> (7) (同 左)</p> <p>2 } 3 } (同 左)</p> <p>第6条 委員会に関する庶務は、<u>総務部広報課</u>において処理する。</p>
<p style="text-align: center;">京都大学情報公開・個人情報保護委員会規程 (平成12年達示第14号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第6条 委員会に関する事務は、総務部総務課において処理する。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第6条 委員会に関する事務は、総務部総務課及び<u>広報課</u>において処理する。</p>
<p style="text-align: center;">京都大学における情報公開制度の実施に関する規程 (平成13年達示第7号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(開示請求)</p> <p>第3条 法人文書の開示を請求しようとする者 (以下「開示請求者」という。) は、所定の開示請求書を開示窓口に提出して行わなければならない。</p> <p>2 前項に定める開示窓口は、<u>秘書・広報室</u>に置く。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第3条 (同 左)</p> <p>2 前項に定める開示窓口は、<u>総務部広報課</u>に置く。</p>

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">京都大学における個人情報の保護に関する規程</p> <p style="text-align: center;">(平成17年達示第1号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(開示請求)</p> <p>第20条 法第12条の規定に基づき、保有個人情報の開示を請求しようとする者(以下「開示請求者」という。)は、所定の開示請求書を開示窓口に提出して行わなければならない。</p> <p>2 前項の開示請求書の提出に際しては、法第13条第2項に定める書類を提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>3 第1項に定める開示窓口は、<u>秘書・広報室</u>に置く。</p> <p>4 前項に定めるもののほか、医学部附属病院(以下「病院」という。)に、病院において管理する診療情報(保有個人情報のうち、診療を目的として医療従事者が作成したものをいう。以下同じ。)に係る請求の処理を行うため、診療情報開示窓口を置く。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第20条</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>2</p> <p>3 第1項に定める開示窓口は、<u>総務部広報課</u>に置く。</p> <p>4 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">この規程は、平成20年10月1日から施行する。</p>